

令和元年度もうかる6次化・農商工連携支援事業(スタートアップ型)募集要領 (第二次)

鳥取県市場開拓局食のみやこ推進課

1 目的

鳥取県産農林水産物を使用した新商品の事業化や既存加工品レベルアップの支援を目的に、もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金(スタートアップ型)の交付対象となる事業候補を次のとおり募集します。

2 募集事業の概要

(1) 事業の内容

鳥取県産農林水産物を使用した商品の加工に必要な備品購入を支援

(2) 補助要件

ア 自ら加工を行うこと

イ 事業で扱う農林水産物は県産50%以上使用すること

(3) 補助対象者

- ・自ら農林水産物の生産・加工を行う農林漁業者
- ・地域の農林水産物を使用する加工グループ
- ・農業法人(農事組合法人又は従業員5人以下の会社法人)

(4) 補助対象経費

食品加工に必要な備品(3万円以上のもの)

※消費税及び地方消費税は除く。

(5) 補助率

補助対象経費に対して1/2

(6) 補助金上限額

1,000千円

※活用希望多数の場合は予算の範囲内で補助金額を調整することがあります。

3 応募の受付

(1) 募集期間

令和元年7月1日(月)午後5時必着

※予算枠に達しなかった場合は、適宜追加募集することを予定しています。

(2) 応募書類及び書類提出部数

事業計画書(様式A) 1部

F C P展示会・商談会シート(指定部分のみで可) 1部

(3) 応募方法

郵送、持参のいずれか

4 採択事業の決定方法、留意事項

(1) 審査（ヒアリング審査）

審査会において事業内容について説明していただき、審査等を行います。

審査会への参加を事業採択の条件とします。

ア 審査会の日程及び場所

令和元年7月中旬、場所未定。（受付後に応募者へ通知します。）

イ 審査方法

次の審査基準に照らし合わせ、申請のあった計画の適否を判断し、採択事業を決定します。

審査基準

- ① 現状分析と事業計画は適正か。
- ② 事業実施可能な体制か。
- ③ 予算規模が適当で資金調達は可能か。
- ④ 地域への波及効果が見込まれるか。
- ⑤ 備品は加工品製造に不可欠なもので、規模は適正か。
- ⑥ 投資に対して、大きな効果が得られるか。
- ⑦ 顧客ニーズを把握し、先進性・成長性を有しているか。
- ⑧ 商品の販売戦略は妥当か。

(2) 選定結果（採択・不採択等）は、応募者へ通知します。

(3) 候補となった事業（採択事業）については、補助金の交付申請をしていただくことができます。
その際、予算枠の都合により交付金額の制限を行う場合があります。

5 申込みに当たっての留意事項

(1) 交付決定前に発注又は支払いを行った経費については、補助対象外となります。

(2) 応募に要する経費（審査会に参加するための交通費等）は応募者にてご負担ください。また、応募書類は原則として返却しません。

(3) 本支援事業実施者は、事業計画に掲げた補助事業（設備購入等）が完了した年度から3年間、様式Bにより状況報告を行うことが必要です。

6 申込み・問合せ先

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

電話 0857-26-7807